
京都市消防局液化石油ガスの保安の確保及 び取引の適正化に関する法律違反処理基準

令和5年4月1日



**KYOTO CITY
FIRE DEPARTMENT**

KYOTO IS A SAFE CITY MADE BY THE BONDS
BETWEEN INDIVIDUALS AND BETWEEN PEOPLE
IN THE COMMUNITY.

目 次		
1	登録を受けないで液化石油ガス販売事業を行った場合	法第 3 条第 1 項
2	不正の手段により法第 3 条第 1 項の登録を受けた場合	法第 3 条第 1 項
3	液化石油ガス販売事業者が法第 4 条第 1 号、第 3 号、第 4 号又は第 5 号に該当するに至った場合	法第 4 条
4	液化石油ガス販売事業者が登録行政庁を変更する旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	法第 6 条
5	液化石油ガス販売事業者が販売事業所ごとに標識を掲示しなかった場合、又は液化石油ガス販売事業者以外の者が法第 7 条第 1 項の標識又はこれに類似する標識を掲示した場合	法第 7 条
6	液化石油ガス販売事業者が法第 3 条第 2 項各号の事項を変更した旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	法第 8 条
7	液化石油ガス販売事業者が法第 8 条の規定に違反して同法第 3 条第 2 項第 2 号から第 5 号までの事項を変更した場合	法第 8 条
8	液化石油ガス販売事業者の地位を承継した旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	法第 1 0 条第 3 項
9	液化石油ガス販売事業者が自己の用に供する液化石油ガスの貯蔵施設を所有又は占有しなかった場合	法第 1 1 条
10	液化石油ガス販売事業者が経済産業省令で定める規格に適合しない液化石油ガスを一般消費者等に販売した場合	法第 1 3 条第 1 項
11	液化石油ガス販売事業者が法第 1 3 条第 1 項の規定に違反し、その販売した液化石油ガスによる災害が発生する恐れがある場合	法第 1 3 条第 2 項
12	液化石油ガス販売事業者が販売契約を締結した一般消費者等に対し、法第 1 4 条に規定する書面を適正に交付しなかった場合	法第 1 4 条第 1 項、第 2 項
13	液化石油ガス販売事業者が販売事業の用に供する貯蔵施設を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持していない場合又は経済産業省令で定める販売方法の基準に従って販売していない場合	法第 1 6 条第 1 項、第 2 項
14	液化石油ガス販売事業者が供給設備を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持していない場合	法第 1 6 条の 2 第 1 項
15	液化石油ガス販売事業者が業務主任者を選任せず、又は業務主任者に法第 2 0 条第 1 項に規定する職務を行わせていない場合	法第 1 9 条第 1 項
16	液化石油ガス販売事業者が業務主任者を選任した旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	法第 1 9 条第 2 項
17	液化石油ガス販売事業者が業務主任者に協会又は指定講習機関の行う液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する講習を受けさせない場合	法第 1 9 条第 3 項
18	液化石油ガス販売事業者が業務主任者の代理者を選任せず、又は業務主任者がその職務を行うことができない場合にその職務を代行させていない場合	法第 2 1 条第 1 項
19	液化石油ガス販売事業者が業務主任者の代理者を選任若しくは解任した旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	法第 2 1 条第 2 項
20	業務主任者若しくはその代理者が法若しくは高压ガス保安法又は法に基づく命令の規定に違反したとき、又は業務主任者若しくはその代理者にその職務を行	法第 2 2 条

	わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがある場合	
21	液化石油ガス販売事業者が販売事業を廃止した旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	法第 2 3 条
22	液化石油ガス販売事業者が正当な理由がないのに液化石油ガス販売事業を 1 年以内に開始せず、又は 1 年以上引き続き休止した場合	法第 2 5 条
23	液化石油ガス販売事業者が販売契約を締結している一般消費者等について、法第 2 7 条第 1 項各号に掲げる保安業務を行っていない場合	法第 2 7 条第 1 項
24	液化石油ガス販売事業者が自ら行う保安業務について法第 2 9 条第 1 項の認定を受けないで保安業務を行った場合	法第 2 7 条第 3 項
25	保安業務を行おうとする者が不正の手段により法第 2 9 条第 1 項の認定又はその更新を受けたとき	法第 2 9 条第 1 項 法第 3 2 条第 1 項
26	保安機関が法第 3 0 条第 1 号、第 3 号又は第 4 号の欠格事項に該当するに至った場合	法第 3 0 条
27	保安機関が法第 3 3 条第 1 項の認可を受けないで保安業務に係る一般消費者等の数を増加した場合	法第 3 3 条第 1 項
28	保安機関がその保安業務に係る一般消費者等の数を法第 2 9 条第 3 項の数の範囲を超えて減少した旨の届出をせず、又は虚偽の届出を行った場合	法第 3 3 条第 2 項
29	保安機関がその保安業務を行わず、又はその方法が適当でない場合	法第 3 4 条第 1 項
30	保安機関がその保安業務を他人に委託した場合	法第 3 4 条第 2 項
31	保安機関が法第 3 5 条第 1 項の認可を受けた保安業務規程によらないで保安業務を行った場合	法第 3 5 条第 1 項
32	認可をした保安業務規程が保安業務の的確な遂行上不適当となった場合	法第 3 5 条第 3 項
33	保安機関が認定の基準に適合しなくなった場合	法第 3 5 条の 2
34	保安機関が認定行政庁を変更する旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	法第 3 5 条の 4 において準用する法第 6 条
35	保安機関が法第 2 9 条第 2 項第 1 号及び第 3 号の事項を変更する旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	法第 3 5 条の 4 において準用する法第 8 条
36	保安機関が地位を継承した旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	法第 3 5 条の 4 において準用する法第 1 0 条第 3 項
37	消費設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合	法第 3 5 条の 5
38	認定液化石油ガス販売事業者の保安確保機器の設置及び管理の方法が法第 3 5 条の 6 第 1 項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合	法第 3 5 条の 6 第 1 項
39	認定液化ガス販売事業者が法第 3 5 条の 7 に基づき販売契約を締結している一般消費者等の数及び保安確保機器に係る一般消費者等の数を報告しない場合	法第 3 5 条の 7
40	液化石油ガス販売事業者が許可を受けないで貯蔵施設又は特定供給設備を設置した場合	法第 3 6 条第 1 項

41	液化石油ガス販売事業者が許可を受けないで貯蔵施設の位置、構造若しくは設備又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更した場合	法第 3 7 条の 2 第 1 項
42	液化石油ガス販売事業者が貯蔵施設の撤去その他経済産業省で定める軽微な変更をする旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	法第 3 7 条の 2 第 2 項
43	液化石油ガス販売事業者が完成検査を受けないで貯蔵施設又は特定供給設備を使用した場合	法第 3 7 条の 3 第 1 項
44	許可を受けないで供給設備に液化石油ガスを充填した場合	法第 3 7 条の 4 第 1 項
45	充填事業者が許可を受けないで充填設備の所在地、構造、設備又は装置を変更した場合	法第 3 7 条の 4 第 3 項において準用する 法第 3 7 条の 2 第 1 項
46	充填事業者が完成検査を受けないで充填設備を使用した場合	法第 3 7 条の 4 第 4 項において準用する 法第 3 7 条の 3 第 1 項
47	充填事業者の充填設備又は充填の方法が法第 3 7 条の 4 第 2 項又は法第 3 7 条の 5 第 2 項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合	法第 3 7 条の 5 第 1 項、第 2 項
48	充填事業者が経済産業省令で定める講習の課程を修了した者以外の者に液化石油ガスの充填を行わせた場合	法第 3 7 条の 5 第 4 項
49	充填事業者が保安検査を受けなかった場合	法第 3 7 条の 6 第 1 項
50	供給設備又は消費設備の設置又は変更の工事が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しない場合	法第 3 8 条の 2
51	経済産業省令で定める液化石油ガス設備工事をした旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	法第 3 8 条の 3
52	液化石油ガス設備士でない者が液化石油ガス設備士でなければ作業することができない作業に従事した場合	法第 3 8 条の 7
53	特定液化石油ガス設備工事事業者が事業の開始の日から 3 0 日以内に法第 3 8 条の 1 0 各号の事項を届け出ず、又は虚偽の届出をした場合	法第 3 8 条の 1 0 第 1 項
54	特定液化石油ガス設備工事事業者が法第 3 8 条の 1 0 第 1 項各号の事項を変更した旨又は特定液化石油ガス設備工事の事業を廃止する旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	法第 3 8 条の 1 0 第 2 項
55	特定液化石油ガス設備工事事業者が経済産業省令で定める事項を記載した表示を付さず、又は虚偽の表示をした場合	法第 3 8 条の 1 1
56	特定液化石油ガス設備工事事業者が経済産業省令で定める事項に関する記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は当該記録若しくは当該特定液化石油ガス設備工事に係る配管図面を補完しなかった場合	法第 3 8 条の 1 2 第 1 項
57	特定液化石油ガス設備工事事業者が気密試験用器具その他経済産業省令で定める器具を備えていない場合	法第 3 8 条の 1 3
58	液化石油ガス販売事業者、保安機関又は充填事業者が法第 8 1 条第 1 項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった場合	法第 8 1 条第 1 項

59	液化石油ガス販売事業者、保安機関、液化石油ガス設備士、特定液化石油ガス設備工事事業者又は充填事業者が法第82条第1項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	法第82条第1項、第2項
60	液化石油ガス販売事業者、充填事業者又は特定液化石油ガス工事事業者が法第83条第3項に規定する検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合	法第83条第3項
61	保安機関の認定に付した条件に違反した場合	法第84条第1項
62	液化石油ガス販売事業者の指定する場所で火気を取り扱った場合、又は液化石油ガス販売事業者の承諾を得ないで発火しやすい物を携帯して、当該液化石油ガス販売事業者が指定する場所に立ち入った場合	高圧法第37条
63	液化石油ガス販売事業者又は充填事業者において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のための緊急の必要があると認める場合	高圧ガス保安法第39条第1号、第2号
64	高圧ガス又はこれを充填した容器の所有者又は占有者に対し、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のための緊急の必要があると認める場合	高圧ガス保安法第39条第3号

備考1 「法」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をいう。

- 2 命令による代替的作為義務の履行がない場合は、行政手続法第2条の規定に基づき代執行を行うことがある。
- 3 公共の安全の維持のため猶予できないと認める場合又は特異な違反事案の処理に係る場合は、各基準に定める措置の順序によらないことがある。

違反項目		第一次措置		第二次措置		第三次措置		第四次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
1	法第3条第1項に規定する登録を受けないで液化石油ガス販売事業を行った場合（法第3条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告 ※違反の事実が認められる事項について、当該違反行為をした者又は当該違反に係る施設等の関係者に対して当該違反の是正を促す意思表示をいう。以下同じ。	第一次措置が履行されない場合	告発（法第96条の2第1号、第103条第2号）				
2	不正の手段により法第3条第1項の登録を受けた場合（法第3条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	法第26条第7号に基づく登録の取消し又は販売事業の停止の命令（聴聞（公開））	第一次措置が履行されない場合	告発（法第96条の2第2号、第103条第2号）				
3	液化石油ガス販売事業者が法第4条第1項第1号、第3号、第4号又は第5号に該当するに至った場合（法第4条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	法第26条第1号に基づく登録の取消し又は販売事業の停止の命令（聴聞（公開））	第二次措置が履行されない場合	告発（法第96条の2第2号、第103条第2号）		

違反項目		第一次措置		第二次措置		第三次措置		第四次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
4	液化石油ガス販売事業者が登録行政庁を変更する旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第6条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	過料事件の通知（法第104条第1号）						
5	液化石油ガス販売事業者が販売事業所ごとに標識を掲示しなかった場合、又は液化石油ガス販売事業者以外の者が法第7条第1項の標識又はこれに類似する標識を掲示した場合（法第7条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	告発（法第101条第1号、第103条第2号）				
6	液化石油ガス販売事業者が法第3条第2項各号の事項を変更した旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第8条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	過料事件の通知（法第104条第1号）						
7	液化石油ガス販売事業者が法第8条の規定に違反して同法第3条第2項第2号から第5号までの事項を変更した場合（法第8条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	法第26条第2号に基づく登録の取消し又は販売事業の停止の命令（聴聞（公開））	第二次措置が履行されない場合	告発（法第96条の2第2号、第103条第2号、第104条第1号）		

違反項目		第一次措置		第二次措置		第三次措置		第四次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
8	液化石油ガス販売事業者の地位を承継した旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第10条第3項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	過料事件の通知（法第104条第1号）						
9	液化石油ガス販売事業者が自己の用に供する貯蔵施設を所有又は占有しなかった場合（法第11条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	告発（法第98条第2号、第103条第2号）				
				第一次措置が履行されない場合	法第26条第3号に基づく登録の取消し又は販売事業の停止の命令（聴聞（公開））	第二次措置が履行されない場合	告発（法第96条の2第2号、第103条第2号）		
10	液化石油ガス販売事業者が経済産業省令で定める規格に適合しない液化石油ガスを一般消費者等に販売した場合（法第13条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	法第26条第3号に基づく登録の取消し又は販売事業の停止の命令（聴聞（公開））	第二次措置が履行されない場合	告発（法第96条の2第2号、第103条第2号）		
11	液化石油ガス販売事業者が法第13条第1項の規定に違反し、その販売した液化石油ガスによる災	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	法第13条第2項に基づく災害発生防止措置命令	第二次措置が履行されない場合	告発（法第99条、第103条第2号）		

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
	害が発生するおそれがある場合（法第１３条第２項）					第二次措置が履行されない場合	法第２６条第４号に基づく登録の取消し又は販売事業の停止の命令（聴聞（公開））	第三次措置が履行されない場合	告発（法第９６条の２第２号、第１０３条第２号）
１２	液化石油ガス販売事業者が販売契約を締結した一般消費者等に対し、法第１４条に規定する書面を適正に交付しなかった場合（法第１４条第１項、第２項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	法第１４条第２項に基づく書面交付等命令	第二次措置が履行されない場合	告発（法第１００条第１号、第１０３条第２号）		
							法第２６条第４号に基づく登録の取消し又は販売事業の停止の命令（聴聞（公開））	第三次措置が履行されない場合	告発（法第９６条の２第２号、第１０３条第２号）
１３	液化石油ガス販売事業者が販売事業の用に供する貯蔵施設を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持していない場合又は経済産業省令で定める販売方法の基準に従って販売していない場合（法第１６条第１	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	法第１６条第３項に基づく基準適合命令	第二次措置が履行されない場合	告発（法第１００条第１号の２、第１０３条第２号）		
							法第２６条第４号に基づく登録の取消し又は販売事業	第三次措置が履行されない場合	告発（法第９６条の２第２号、第１０３条第２号）

違反項目		第一次措置		第二次措置		第三次措置		第四次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
	項及び第2項)						の停止の命令 （聴聞（公開））		
							法第37条の7第1項第1号に基づく許可の取消し又は使用の停止の命令（使用停止命令は弁明、許可の取消は聴聞） ※法第36条第1項の許可を受けた貯蔵施設に係る違反の場合に限る。		告発（法第96条の2第3号、第103条第2号）
14	液化石油ガス販売事業者が供給設備を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持していない場合（法第16条の2第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	法第16条の2第2項に基づく基準適合命令	第二次措置が履行されない場合	告発（法第100条第2号、第103条第2号）		
							法第26条第4号に基づく登録の取消し又は販売事業の停止の命令		告発（法第96条の2第2号、第103条第2号）

違反項目		第一次措置		第二次措置		第三次措置		第四次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
16	液化石油ガス販売事業者が業務主任者を選任した旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第19条第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	告発（法第101条第2号、第103条第2号）				
17	液化石油ガス販売事業者が業務主任者に協会又は指定講習機関の行う液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する講習を受けさせない場合（法第19条第3項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	法第26条第3号に基づく登録の取消し又は販売事業の停止の命令（聴聞（公開））	第二次措置が履行されない場合	告発（法第96条の2第2号、第103条第2号）		
18	液化石油ガス販売事業者が業務主任者の代理者を選任せず、又は業務主任者がその職務を行うことができない場合にその職務を代行させていない場合（法第21条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	告発（法第98条第2号、第103条第2号）				
19	液化石油ガス販売事業者が業務主任者の代理者を選任若しくは解任した旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第21条第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	告発（法第101条第2号、第103条第2号）				

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
20	業務主任者若しくはその代理者が法若しくは高圧ガス保安法若しくは法に基づく命令の規定に違反したとき、又は業務主任者若しくはその代理者にその職務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがある場合（法第22条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	法第22条に基づく業務主任者等の解任命令（聴聞（公開））	第二次措置が履行されない場合	法第26条第4号に基づく登録の取消し又は販売事業の停止の命令（聴聞（公開））	第三次措置が履行されない場合	告発（法第96条の2第2号、第103条第2号）
21	液化石油ガス販売事業者が販売事業を廃止した旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第23条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	告発（法第101条第2号、第103条第2号）				
22	液化石油ガス販売事業者が正当な理由がないのに液化石油ガス販売事業を1年以内に開始せず、又は1年以上引き続き休止した場合（法第25条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	法第25条に基づく販売事業の登録の取消し（聴聞（公開））						
23	液化石油ガス販売事業者が販売契約を締結している一般消費者等について、法第27条第1項各号に掲げる保安業務を行	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	法第26条第3号に基づく登録の取消し又は販売事業の停止の命令	第二次措置が履行されない場合	告発（法第96条の2第2号、第103条第2号）		

違反項目		第一次措置		第二次措置		第三次措置		第四次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
	っていない場合（法第27条第1項）				（聴聞（公開））				
24	液化石油ガス販売事業者が自ら行う保安業務について法第29条の認定を受けずに保安業務の全部又は一部を行った場合（法第27条第3項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	法第26条第3号に基づく登録の取消し又は販売事業の停止の命令（聴聞（公開））	第二次措置が履行されない場合	告発（法第96条の2第2号、第103条第2号）		
25	保安業務を行おうとする者が不正の手段により法第29条第1項の認定又はその更新を受けた場合（法第29条第1項）（法第32条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	法第35条の3第7号に基づく保安機関の認定の取消し（聴聞（公開））						
26	保安機関が法第30条第1号、第3号又は第4号の欠格事項に該当するに至った場合（法第30条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	法第35条の3第1号に基づく認定の取消し（聴聞（公開））				
27	保安機関が法第33条第1項の認可を受けないで保安業務に係る一般消費者等の数を増加した場合（法第33条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	法第35条の3第2号に基づく認定の取消し（聴聞（公開））				

違反項目		第一次措置		第二次措置		第三次措置		第四次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
28	保安機関がその保安業務に係る一般消費者等の数を減少した旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第33条第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	過料事件の通知（法第104条第1号）						
29	保安機関がその保安業務を行わず、又はその方法が適当でない場合（法第34条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	法第34条第3項に基づく業務改善等命令	第二次措置が履行されない場合	告発（法第100条第2号、第103条第2号）		
							法第35条の3第4号に基づく認定の取消し（聴聞（公開））		
30	保安機関がその保安業務を他人に委託した場合（法第34条第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	法第35条の3第3号に基づく認定の取消し（聴聞（公開））						
31	保安機関が法第35条第1項の認可を受けた保安業務規程によらないで保安業務を行った場合（法第35条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	法第35条の3第5号に基づく認定の取消し（聴聞（公開））				

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
3 2	認可をした保安業務規程が保安業務の的確な遂行上不適当となった場合（法第35条第3項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	法第35条第3項に基づく保安業務規程変更命令	第二次措置が履行されない場合	法第35条の3第4号に基づく認定の取消し（聴聞（公開））		
3 3	保安機関が認定の基準に適合しなくなった場合（法第35条の2）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	法第35条の2に基づく基準適合命令	第二次措置が履行されない場合	法第35条の3第4号に基づく認定の取消し（聴聞（公開））		
3 4	保安機関が認定行政庁を変更する旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第35条の4において準用する同法第6条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	過料事件の通知（法第104条第1号）						
3 5	保安機関が法第29条第2項第1号又は第3号の事項を変更する旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第35条の4において準用する同法第8条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	過料事件の通知（法第104条第1号）						
3 6	保安機関が地位を承継した旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第35条の4におい	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	過料事件の通知（法第104条第1号）						

違反項目		第一次措置		第二次措置		第三次措置		第四次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
	て準用する同法第10条第3項)								
37	消費設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合（法第35条の5）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	法第35条の5に基づく基準適合命令	第二次措置が履行されない場合	告発（法第100条第2号、第103条第2号）		
38	認定液化石油ガス販売事業者の保安確保機器の設置及び管理の方法が法第35条の6第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合（法第35条の6第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	法第35条の10第1項に基づく認定の取消し（聴聞）						
			法第88条第3項に基づく公示						
39	認定液化石油ガス販売事業者が法第35条の7に基づき販売契約を締結している一般消費者等の数及び保安確保器機に係る一般消費者等の数を報告しない場合（法第35条の7）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	法第35条の10第2項に基づく催告 ※催告は、10日以上相当な期間を定めて行うことをいう。	第一次措置が履行されない場合	法第35条の10第2項に基づく認定の取消し（聴聞）				
40	液化石油ガス販売事業者が許可を受けずに貯蔵施設又は特定供給設備を設置した者（法第36条	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	告発（法第98条第3号、第103条第2号）				

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
	第 1 項)								
4 1	液化石油ガス販売事業者 が許可を受けないで貯蔵 施設の位置、構造若しく は設備又は特定供給設備 の位置、構造、設備若し くは装置を変更した場合 （法第 3 7 条の 2 第 1 項）	是正指導によ っても必要な 措置が講じら れない場合	警告	第一次措置が 履行されない 場合	告発（法第 9 8 条第 4 号、 第 1 0 3 条第 2 号）				
					法第 3 7 条の 7 第 1 項第 2 号に基づく許 可の取消し又 は使用の停止 の命令（使用 停止命令は弁 明、許可の取 消は聴聞）	第二次措置が 履行されない 場合	告発（法第 9 6 条の 2 第 3 号、第 1 0 3 条第 2 号）		
4 2	液化石油ガス販売事業者 が貯蔵施設の撤去その他 経済産業省令で定める軽 微な変更をした旨の届出 をせず、又は虚偽の届出 をした場合（法第 3 7 条 の 2 第 2 項）	是正指導によ っても必要な 措置が講じら れない場合	過料事件の通 知（法第 1 0 4 条第 1 号）						
4 3	液化石油ガス販売事業者 が完成検査を受けないで 貯蔵施設又は特定供給設 備を使用した場合（法第	是正指導によ っても必要な 措置が講じら れない場合	警告	第一次措置が 履行されない 場合	告発（法第 9 8 条第 2 号、 第 1 0 3 条第 2 号）				

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
	37条の3第1項)				法第26条第5号に基づく登録の取消し又は販売事業の停止の命令（聴聞（公開））	第二次措置が履行されない場合	告発（法第96条の2第2号、第103条第2号）		
					法第37条の7第1項第3号に基づく許可の取消し又は使用の停止の命令（使用停止命令は弁明、許可の取消は聴聞）		告発（法第96条の2第3号、第103条第2号）		
44	許可を受けないで供給設備に液化石油ガスを充填した場合（法第37条の4第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	告発（法第98条第5号、第103条第2号）				
45	充填事業者が許可を受け ないで充填設備の所在 地、構造、設備又は装置 を変更した場合（法第3 7条の4第3項において 準用する法第37条の2 第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	告発（法第98条第6号、第103条第2号）				
					法第37条の7第1項第2号に基づく許可	第二次措置が履行されない場合	告発（法第96条の2第3号）		

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
					可の取消し又は使用の停止の命令（使用停止命令は弁明、許可の取消は聴聞）				
4 6	充填事業者が完成検査を受けないで充填設備を使用した場合（法第37条の4第4項において準用する法第37条の3第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	告発（法第98条第2号）				
				第一次措置が履行されない場合	法第37条の7第1項第3号に基づく許可の取消し又は使用の停止の命令（使用停止命令は弁明、許可の取消は聴聞）	第二次措置が履行されない場合	告発（法第96条の2第3号、第103条第2号）		
4 7	充填事業者の充填設備又は充填の方法が法第37条の4第2項又は法第37条の5第2項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合（法第37条の5第1項、第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	法第37条の5第3項に基づく基準適合命令	第二次措置が履行されない場合	告発（法第100条第2号、第103条第2号）		
						第二次措置が履行されない場合	法第37条の7第1項第1号に基づく許可の取消し又は使用の停止	第三次措置が履行されない場合	告発（法第96条の2第3号、第103条第2号）

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
							の命令（使用 停止命令は弁 明、許可の取 消は聴聞）		
4 8	充填事業者が経済産業省 令で定める講習の課程を 修了した者以外の者に液 化石油ガスの充填を行わ せた場合（法第37条の 5第4項）	是正指導によ っても必要な 措置が講じら れない場合	警告	第一次措置が 履行されない 場合	告発（法第9 8条の2第1 号）				
4 9	充填事業者が保安検査を 受けなかった場合（法第 37条の6第1項）	是正指導によ っても必要な 措置が講じら れない場合	警告	第一次措置が 履行されない 場合	告発（法第9 8条第2号、 第103条第 2号）				
5 0	供給設備又は消費設備の 設置又は変更の工事が経 済産業省令で定める技術 上の基準に適合しない場 合（法第38条の2）	是正指導によ っても必要な 措置が講じら れない場合	警告	第一次措置が 履行されない 場合	告発（法第1 01条第1 号、第103 条第2号）				
5 1	経済産業省令で定めるも のに係る液化石油ガス設 備工事をした旨の届出を せず、又は虚偽の届出を した場合（法第38条の 3）	是正指導によ っても必要な 措置が講じら れない場合	過料事件の通 知（法第10 4条第1号）						

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
5 2	液化石油ガス設備士でない者が液化石油ガス設備士でなければ作業することができない作業に従事した場合（法第38条の7）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	告発（法第98条の2第2号）				
5 3	特定液化石油ガス設備工事を行う者が事業の開始の日から30日以内に法第38条の10各号の事項を届け出ず、又は虚偽の届出をした場合（法第38条の10第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	告発（法第101条第2号、第103条第2号）				
5 4	特定液化石油ガス設備事業者が法第38条の10第1項各号の事項を変更した旨又は特定液化石油ガス設備工事の事業を廃止した旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第38条の10第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	過料事件の通知（法第104条第1号）						
5 5	特定液化石油ガス設備工事事業者が経済産業省令で定める事項を記載した表示を付さず、又は虚偽の表示をした場合（法第	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	過料事件の通知（法第104条第3号）						

違反項目		第一次措置		第二次措置		第三次措置		第四次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
	38条の11)								
56	特定液化石油ガス設備工事事業者が経済産業省令で定める事項に関する記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録若しくは配管図面を保存しなかった場合 (法第38条の12第1項)	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	過料事件の通知(法第104条第4号)						
57	特定液化石油ガス設備工事事業者が気密試験用器具その他経済産業省令で定める器具を備えていない場合(法第38条の13)	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	告発(法第100条第5号、第103条第2号)				
58	液化石油ガス販売事業者、保安機関又は充填事業者が法第81条第1項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者(法第81条第1項)	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	告発(法第101条第3号、第103条第2号)				
59	液化石油ガス販売事業者、保安機関、液化石油ガス設備士、特定液化石	報告の求めに応じない場合	報告の徴収	第一次措置が履行されない場合	告発(法第101条第4号、第103				

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
	油ガス設備工事事業者又は充填事業者がその業務又は経理の状況に関し報告をせず、又は虚偽の報告をした場合（法第82条第1項、第2項）	虚偽の報告をした場合	警告	第一次措置が履行されない場合	条第2号） 告発（法第101条第4号、第103条第2号）				
60	液化石油ガス販売事業者、充填事業者又は特定液化石油ガス工事事業者が法第83条第3項に規定する検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合（法第83条第3項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	告発（法第101条第6号、第103条第2号）				
61	保安機関の認定に付した条件に違反した場合（法第84条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	法第35条の3第6号に基づく保安機関の認定の取消し（聴聞（公開））				
62	液化石油ガス販売事業者の指定する場所で火気を取り扱った場合、又は液化石油ガス販売事業者の承諾を得ないで発火しや	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が履行されない場合	告発（高压法第82条第1号、第84条）				

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
	すい物を携帯して、当該 液化石油ガス販売事業者 が指定する場所に立ち入 った場合（高圧法第３７ 条）								
6 3	液化石油ガス販売事業者 又は充填事業者におい て、公共の安全の維持又 は災害の発生の防止のた め緊急の必要があると認 める場合（高圧ガス保安 法第３９条第１号、第２ 号）	是正指導によ っても必要な 措置が講じら れない場合	高圧ガス保安 法第３９条第 １号に基づく 販売事業又は 充填事業の停 止の命令	第一次措置が 履行されない 場合	告発（高圧ガ ス保安法第８ ０条第３号、 第８１条第７ 号、第８４条）				
					法第２６条第 ６号に基づく 登録の取消し 又は販売事業 の停止の命令 （聴聞（公 開））	第二次措置が 履行されない 場合	告発（法第９ ６条の２第２ 号、第１０３ 条第２号）		
			高圧ガス保安 法第３９条第 ２号に基づく 引渡し等の一 時禁止又は制 限	第一次措置が 履行されない 場合	告発（高圧ガ ス保安法第８ ０条第３号、 第８１条第７ 号、第８４条）				
					法第２６条第 ６号に基づく 登録の取消し 又は販売事業 の停止の命令	第二次措置が 履行されない 場合	告発（法第９ ６条の２第２ 号、第１０３ 条第２号）		

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
					(聴 聞 (公 開)) ※液化石油ガス販売事業者に係る違反の場合に限る。				
6 4	高圧ガス又はこれを充填した容器の所有者又は占有者に対し、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のための緊急の必要があると認める場合（高圧ガス保安法第39条第3号）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	高圧ガス保安法第39条第3号に基づく高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更の命令	第一次措置が履行されない場合	告発（高圧ガス保安法81条第7号、第84条）				
					法第26条第6号に基づく登録の取消し又は販売事業の停止の命令（ 聴 聞 (公 開)) ※液化石油ガス販売事業者に係る違反の場合に限る。	第二次措置が履行されない場合	告発（法第96条の2第2号、第103条第2号）		